

でんさいネットのご利用の際の留意事項について

項目	ご注意いただきたいこと
	▶ 各窓口金融機関*1 が定める利用料(手数料)を窓口金融機関に お支払いください。
利用料	→ 全銀電子債権ネットワーク社からお客様に対し、直接、手数料等
サービスの提供時間 (営業日・営業時間)	の費用を請求することは原則としてありません。 > サービスの提供時間は、銀行営業日の午前9時から午後3時までです。ただし、窓口金融機関によっては、当日付で取り扱う記録請求の受付時限が早まる場合があります。 > 上記以外の時間帯であっても、サービスを提供する参加金融機関*2もあります。 (※具体的なサービス提供時間や受付時限は、直接、窓口金融機
	関にお問い合わせください。) お客様には、1 法人(個人事業主である場合には 1 人)につき 1
利用者番号	つの利用者番号を付与いたします。 ▶ 複数の窓口金融機関をご利用する場合であっても、利用者番号は同一(1つ)です。 (※例えば、法人のお客様が本社と支社で異なる窓口金融機関を
	ご利用になる場合であっても、利用者番号は同一(1 つ)です。)
	(※すでに利用者番号をお持ちのお客様が、別の参加金融機関に 利用申込をされる場合には、その利用者番号をお申し出くだ さい。誤って2つの利用者番号が付与され、後日、その事実 が判明した場合には、早く通知された利用者番号に名寄せを させていただきます。)
でんさい*3の発生 (手形の振出に相当)	 ▶でんさいを発生させる際の債権金額は、1円以上100億円未満です。なお、債権金額は、1円単位で設定いただけます。 ▶でんさいの支払期日(手形のサイト)は、電子記録年月日(でんさいの発生日)から起算して7銀行営業日から最短で3銀行営業日を経過した日以降で10年後の応当日までの範囲で設定いただけます。



項目	ご注意いただきたいこと
	▶ でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証していただく取
	扱いになります(手形の裏書に相当)。すなわち、債務者が支払
	えなかった場合には(支払不能*4)、でんさいを譲渡したお客様
でんさいの譲渡	は、債権者に対して、支払義務を負うことになります。
(手形の裏書に相当)	▶債権者利用限定特約(でんさいの債務者とはならない特約)を締
	結したお客様であっても、でんさいを譲渡する場合は、当該でん
	さいを保証する取扱いになります。
	South State Control of the Control o
	▶でんさいは、債権金額を二つに分割して、片方のでんさいを譲渡
	することができます。
でんさいの分割譲渡	(※例:1,000 万円のでんさいのうち、800 万円を分割譲渡し、
	残りの200万円のでんさいを自分の債権として保有。)
	▶ 分割のみの取扱いはできません。
	➤ でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して 5 銀行営業日か
	ら最短で1銀行営業日の間は、発生、譲渡等の記録請求をしたお
でんさいの取消等 	客様の相手方が単独で取り消すことができます(当該期間を経過
	した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続きが必要にな
	ります。)
	▶ 利害関係者全員のご承諾が無いと、でんさいの記録内容を変更す
でんさいの記録内容の	ることはできません。
変更	(※利害関係者が3名以上いる場合、でんさいの記録内容の変更
	が非常に困難になることがあります。でんさいの記録請求
	は、内容をよくご確認のうえ、行ってください。)
	➤ でんさいの支払期日が近づくと、支払準備のため、記録請求が制
記録請求の制限期間	限されます。
	(※例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさ
	いの支払期日の 7 銀行営業日前から最短で3銀行営業日前
	までに行う必要があります。詳しくは、「ご参考2」をご参
	照ください。)



項目	ご注意いただきたいこと
	▶ でんさいの決済(支払い)は、「口座間送金決済」により行いま
	す。債務者のお客様は、当該でんさいの口座間送金決済に間に合
	うよう、決済口座に資金をご準備ください。
	(※具体的な資金の準備期限については、窓口金融機関にご確認
	<u>ください。)</u>
	≻ 支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者
	のお客様には支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科
	されます。
	(※詳しくは、「支払不能処分制度」をご参照ください。)
	▶支払資金は、支払期日に債権者口座に送金されます。ただし、債
でんさいの決済(支払	権者口座への入金時間は、債務者の資金準備状況などによって異
\ \)	なります。入金状況は、自身の窓口金融機関にご確認ください。
(口座間送金決済*5)	▶債務者と債権者の間の取り決めにより、口座間送金決済以外の方
	法で支払いをした場合であっても、支払期日の3銀行営業日前ま
	でに支払等記録が記録されていない場合は、口座間送金決済が行
	われます。
	▶ 債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人*6(でんさ
	いの譲渡人を含む、以下同じ。)は、債権者に対して、支払義務
	を負います。
	▶電子記録保証人が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者と
	して支払等記録を記録した場合、特別求償権*7 を取得します。
	電子記録保証人はご自身より前に記録されているすべての電子記
	録保証人および債務者に対して、求償することができます。
	▶債務者のお客様は、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する
	正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決
	済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金
口座間送金決済の中止	決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支
	払不能処分の対象となりますので、必ず窓口金融機関を通じて口
	座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。
	(※詳しくは、「異議申立の手続」をご参照ください。)



項目	ご注意いただきたいこと							
	▶ 支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支							
	払不能)、当該債務者のお客様には、原則として支払不能処分が							
	科されます。							
	> 支払不能処分の主な内容は、以下のとおりです。							
	・でんさいの債務者に 1 回目の支払不能があった場合、この情報							
	はすべての参加金融機関に対して通知されます。							
 支払不能処分制度	・1 回目の支払不能となったでんさいの支払期日から 6 か月以内							
(手形の不渡処分制度	に 2 回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2 年間							
に相当)	の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての参加金融							
(二种国)	機関に対して通知されます。「取引停止処分」が適用された債務							
	者は、「債務者利用停止措置」および「参加金融機関との間の貸							
	出取引禁止」が科されます。							
	▶ 同日に複数のでんさいが支払不能となった場合は、1 回とカウン							
	トします。							
	▶ 手形交換所の不渡処分制度とは別の制度ですので、手形の不渡処							
	分回数との合算はいたしません。							
	▶契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場							
	合に口座間送金決済を中止するときは、債務者のお客様は異議申							
	立をすることにより、支払不能処分を猶予してもらうことができ							
	ます。							
異議申立の手続	▶ ただし、債務者のお客様が異議申立をする場合には、支払期日の							
	前銀行営業日までに窓口金融機関にその旨の申し出をしていただ							
	き、支払期日までに債権金額相当額(異議申立預託金)を窓口金							
	融機関にお預けいただくことが必要です。							
	(※異議申立預託金は、異議申立の手続が終了したときに返還し							
	ます。) 							
コロ本本の明一	▶「記録事項」の開示請求ができる者は、当該でんさいの利害関係							
記録事項の開示	者(債務者、債権者、電子記録保証人(でんさいの譲渡人を含せ、							
	む。))とその窓口金融機関です。							
	▶ でんさいネットと提携した他の電子債権記録機関の電子記録債権 な、特定記録機関が再記録によりでしている。よに移動すること							
他の記録機関との関係 (記録機関変更記録)	を、特定記録機関変更記録によりでんさいネットに移動すること で、でんさいネットでお取り扱いすることができます。							
	で、でんさいイットでお取り扱いすることができます。 ▶ なお、でんさいネットのでんさいは、他の電子債権記録機関に移							
	動することはできません。							
	男 りのことはてさません。							



[ご参考1:説明に使用する用語]

項目	ご注意いただきたいこと
*1 窓口金融機関	お客様との間で利用契約を締結し、お客様からの記録請求等の窓口
	となる金融機関のことです。
*2 参加金融機関	全国の銀行、信用金庫、信用組合、農協系統金融機関等、でんさい
	のサービスを提供できる金融機関のことです。
*3 でんさい	でんさいネットが取扱う電子記録債権のことです。
*4 支払不能	支払期日に口座間送金決済ができなかった状態のことです。
*5 口座間送金決済	債務者の窓口金融機関が支払期日に債務者の口座から債権金額を引
	き落とし、送金を行うことにより、債権者の口座に入金する決済方
	法のことです。
*6 電子記録保証人	でんさいの債務者に係る債務を保証する旨、保証記録により記録さ
	れたお客様のことです。通常は、でんさいを譲渡した際のでんさい
	の譲渡人が、これに該当します。
*7 特別求償権	電子記録保証人が債務者の代わりに支払をし、かつ、支払者として
	支払等記録をした場合に、ご自身より前に記録されているすべての
	電子記録保証人および債務者に対して、求償できる権利のことで
	す。



全銀電子債権ネットワーク

[ご参考2:支払期日前後の記録の制限]

支払期日を基準とした 記録請求日 (でんさいネット必着日) 各種記録請求と制限 (○:記録請求可能) (△:条件付で記録請求可能)	7銀行営業日前以前	6銀行営業日前	5銀行営業日前	4銀行営業日前	3銀行営業日前	決済情報提供日 2銀行営業日前	1銀行営業日前	口座間送金決済実施日 支払期日	1銀行営業日後	2銀行営業日後	支払等記録日 3銀行営業日後以降
(-: 記録請求不可) 1. 発生記録請求		Δ	Δ	Δ	Δ						
(請求者:債務者、債権者)	0	(注10)	(注10)	(注10)	(注10)	_	_	_	_	_	_
2. 譲渡記録請求 (請求者: 債権者)	0	(注11)	(注11)	(注11)	(注11)	_	_	_	_	_	△ (注5)
3. 分割記録請求 (請求者: 債権者)	0	△ (注11)	(注11)	△ (注11)	△ (注11)	_	_	_	_	_	_
4. 保証記録請求 (単独保証) (請求者: 債権者)	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	△ (注5)
5. 支払等記録請求 (口座間送金決済以外の方法で決済した場合)(注1) (請求者:債権者)	0	0	0	0	0	_	_	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	0
(請求者:支払者)	(注7)		_	_	_	_	_	△(注6)	△(注6)	△ (注6)	0
6. 変更記録請求 (1)住所など利用者属性情報に関する記録を変更する場合 (請求者:債務者、債権者、保証人(注2))	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ (注8)
(2) 債権金額など利用者属性情報以外の記録を変更する場合 (注3) ①利害関係者が債務者と債権者しかいない状態 (譲渡や保証が行われる前) a. オンラインで承諾を得る方法 (注4) (請求者:債務者、債権者)	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
b. 書面で承諾を得る方法 (請求者:債務者、債権者)	0	0	0	0	(注9)	_	_	_	_	_	_
②利害関係者が3名以上いる状態 (譲渡や保証が行われた後) (請求者:債務者、債権者、保証人(注2))	0	0	0	0	(注9)	_	_	_	_	_	_

- (注1) 口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため、支払等記録請求が必要。
- (注2)「単独保証」をした保証人のほか、譲渡に随伴する「譲渡保証」をした保証人(譲渡人)を含む。
- (注3)「一」の場合でも、差押えの記録を削除するための変更記録等は可。
- (注4) オンラインで承諾を得る方法で変更できる記録事項は、「債権金額」、「支払期日」、「譲渡先制限の有無」、「発生記録の取消」の4項目のみ。
- (注5) 支払等記録が行われていない場合であって、かつ、債務者が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可。
- (注6) 債務者の窓口金融機関(仕向金融機関)からでんさいネットに対し、支払不能通知が出された後であれば可(ただし、支払等記録が行われるのは支払期日の3銀行営業日後)。
- (注7) 支払期日以前の支払等記録の請求は、債務者または電子記録保証人に限り可。
- (注8) 債権金額全額について、債務者を支払等をした者とする支払等記録が行われていない場合に限り可。
- (注9) 書面でのお手続きとなりますので、窓口金融機関によって書面の受付期限が異なります。
- (注10) 債務者による請求の場合で、でんさいネットが認めた参加金融機関で行う場合。
- (注11) でんさいネットが認めた参加金融機関で行う場合。